

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：南アルプス市

令和8年6月5日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	令和7年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.0 %
全職員	72.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	令和7年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0 %
本庁課長相当職	98.1 %
本庁課長補佐相当職	100.4 %
本庁係長相当職	97.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	令和7年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.9 %
31～35年	94.6 %
26～30年	95.1 %
21～25年	91.0 %
16～20年	93.2 %
11～15年	93.5 %
6～10年	92.5 %
1～5年	91.2 %

【説明欄】

【1. 全職員に係る情報】

- ・任期の定めのない常勤職員については、扶養手当を受給する女性職員が少なく、男性職員との給与に差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、職種ごとに基礎号給を決定しており、比較的号給の高い保育士等の職種に占める女性の割合が高く、男性の給与を上回る状況となっている。

【2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報】

(1) 役職段階別

- ・本庁課長補佐相当職においては、他の役職段階と同様、扶養手当を受給する女性職員は少ないものの、男性職員を大幅に上回る時間外勤務手当を受給しており、結果として100%を超える数値となっている。

(2) 勤続年数別

- ・勤続年数「1～5年」の区分において、特に低い割合となっているのは、近年の新規採用者の中には比較的長い職歴がある男性職員が多く、初任給を新卒者よりも高く決定していることが要因である。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	26.3%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	7.7%
本庁課長相当職	29.9%
本庁課長補佐相当職	25.4%
本庁係長相当職	38.0%

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
1週間以上2週間未満	0 %	0 %	0 %	0 %
2週間以上1月以下	50.0 %	0 %	0 %	0 %
1月超3月以下	20.0 %	0 %	0 %	33.3 %
3月超6月以下	10.0 %	0 %	0 %	0.0 %
6月超9月以下	0 %	0 %	0 %	66.7 %
9月超12月以下	20.0 %	14.3 %	0 %	0 %
12月超24月以下	0 %	85.7 %	0 %	0 %
24月超	0 %	0 %	-	-

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度	
内部部局等	12.9	時間/月
内部部局等以外	11.6	時間/月